第二号」と、「第一種贈与雇用判定期間」とあるのは「第一種相続雇用判定」と、「又は当該第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「第一種贈与報告基準日」とあるのは「第一種相続報告基準日」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「前条第一項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と、「又は第一種臨時贈与雇用判定期間の末日まで」とあるのは「まで」と読み替えるものとする。

（法第十三条第二項の経済産業省令で定める資金）

第十四条　法第十三条第二項の経済産業省令で定める資金は、認定中小企業者、第一種特別贈与認定中小企業者、第一種特別相続認定中小企業者、第二種特別贈与認定中小企業者、第二種特別相続認定中小企業者、第一種特例贈与認定中小企業者、第一種特例相続認定中小企業者、第二種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例相続認定中小企業者（以下「認定中小企業者等」という。）の事業活動の継続に必要な資金であって、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

第十五条　［略］

（法第十五条の経済産業省令で定める要件）

第十六条　法第十五条の経済産業省令で定める要件は、次に掲げる中小企業者の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一　当該中小企業者の経営を確実に承継するための具体的な計画（「特例承継計画」という。第二十条において同じ。）について、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関（以下「認定経営革新等支援機関」という。）の指導及び助言を受けた中小企業者

イ　当該中小企業者が会社であること。

ロ　当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「特例後継者」という。）がいること。

(1)　当該中小企業者の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した場合における新たな代表者の候補者であって、当該代表者から相続若しくは遺贈又は贈与により当該代表者が有する当該中小企業者の株式等を取得することが見込まれるもの

(2)　当該中小企業者の代表者であって、当該中小企業者の他の代表者（代表者であった者を含む。）から相続若しくは遺贈又は贈与により当該中小企業者の株式等を取得することが見込まれるもの

ハ　当該中小企業者に、次に掲げるいずれかの者（以下「特例代表者」という。）がいること。

(1)　当該中小企業者の代表者（ロ(1)の代表者又は(2)の他の代表者に限り、代表権を制限されている者を除く。以下この号において同じ。）

(2)　当該中小企業者の代表者であった者

ニ　特例代表者が有する当該中小企業者の株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営に関する具体的な計画を有していること。

ホ　当該中小企業者の特例後継者が当該中小企業者の特例代表者から株式等を承継した後五年間の経営に関する具体的な計画を有していること。

当該臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「贈与報告基準日」とあるのは「相続報告基準日」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「又は臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「前条第一項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日まで」とあるのは「まで」と読み替えるものとする。

（法第十三条第二項の経済産業省令で定める資金）

第十四条　法第十三条第二項の経済産業省令で定める資金は、認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者（以下「認定中小企業者等」という。）の事業活動の継続に必要な資金であって、次に掲げるものとする。

一～四　［略］

第十五条　［略］

（法第十五条の経済産業省令で定める要件）

第十六条　法第十五条の経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

［新設］